

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第12号	
事故等名	貨物船ニューちとせ引船第八山福丸引船列衝突	
発生年月日時刻	平成21年1月6日14時40分ごろ	
発生場所	広島県大竹市 安芸白石灯標から真方位018° 4,500m (北緯34° 13.0"、東経132° 21.8")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月22日広島・地方事故調査官がA船船長から口述聴取し、1月26日照会文書回答、1月26日、2月10日口述聴取、B船船長から2月2日照会文書回答、2月10日、2月19日口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 貨物船 ニューちとせ 151トン	
船舶番号	127282	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数	B 引船 第八山福丸 19トン	
船舶番号(IMO 番号)	273-9838	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海) B 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 船首部ペイント剥離 B なし	
事故等の経過	A船は、山口県柳井港に向け針路208° 9.5ノット(kn)の速力で航行中、B船は、広島県大竹市阿多田島沖にかき養殖筏3基を移動するためえい航して針路299° 1.1knの速力で航行中、平成21年1月6日14時40分ごろ、A船とB船がえい航中のかき養殖筏が衝突した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、進行方向の海面が太陽光の反射で見えにくかったが、レーダーを使用するなどの適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、A船を初認後、避けてくれるものと思い動静監視を行わず、警告信号を行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が南南西進中、B船が西北西進中、両船とも適切な見張りを行っていなかったため、A船とB船が曳航中のかき養殖筏とが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	A船船長は、事故後、昼間の視界のよいときでも、レーダーを作動させ厳重に見張りを行うようになった。	